

(公 印 省 略)

6 筑高支第 418 号
令和 6 年 8 月 28 日

居宅介護支援事業所 管理者 様
介護予防支援事業所 管理者 様

筑紫野市高齢者支援課長 谷 昌義

短期入所サービスの利用日数が要介護認定有効期間の半数を超える場合の
取扱い(周知)

標記の件について、別紙の通り当市の取扱いについて周知いたします。

なお、既に短期入所サービスの利用日数が要介護認定有効期間の半数を超えている場合は、令和 6 年 9 月 30 日(月)までに、理由書を提出されますようお願いいたします。

<問い合わせ先>

筑紫野市高齢者支援課 指定指導担当

TEL 9 2 3 - 1 1 1 1 FAX 9 2 0 - 1 7 8 6

メール kourei@city.chikushino.fukuoka.jp